

申告書

私は、下記の事項のいずれにも該当しないことを申告します。

令和 年 月 日

氏 名 (株)熊本市役所清掃社
(法人名) 代表取締役 熊本 太郎

熊本市長 大西 一史 様

記

- 1 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、生活環境の保全を目的とする法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）・第206条（現場助勢）・第208条（暴行）・第208条の2（凶器準備集合及び結集）・第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法において許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者若しくは5年以内に許可を取り消された法人の取り消し日前60日以内に役員若しくは使用人であった者
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法による許可取消し処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、収集運搬若しくは処分の事業の全部の廃止の届出又は浄化槽清掃業の廃業等の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法による許可取消し処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に収集運搬若しくは処分の事業の全部の廃止の届出又は浄化槽清掃業の廃業等の届出があった場合において、許可取消し処分に係る聴聞の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 8 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記の1から6のいずれかに該当する者
- 10 法人で、役員、使用人に上記の1から6に該当する者のあるもの
- 11 個人で、使用人に上記の1から6に該当する者のあるもの